

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

喀痰吸引等研修 受講規約

1 研修の目的

平成24年4月に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)により介護職員等によるたん吸引等の実施について制度化されたことから、介護保険施設等において、不特定多数の利用者に対し、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切に実施できる介護職員等を養成すること。

2 研修事業者の名称

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

3 受講対象者

(1) 第二号研修

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護)、グループホーム、障がい者支援施設(医療施設を除く)、居宅サービス事業所等(高齢・障がい)に従事している者のうち、たん吸引等、医療的ケアの必要な方への支援に携わっており、業務上本研修受講が必要な介護職員。

(2) 第三号研修

障がい者支援施設(医療施設を除く)、居宅サービス事業所等(高齢・障がい)に従事している者のうち、たん吸引等、医療的ケアの必要な方への支援に携わっており、業務上本研修受講が必要な介護職員。

※所定のカリキュラムをすべて受講できる方を対象とします。

4 実施する研修課程

(1) 第二号研修

(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養)

※基本研修におけるシミュレーター演習においては、気管カニューレ内部吸引や経鼻経管栄養を含めた5行為全て実施します。

第三号研修

(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)

(2) カリキュラム

1 第二号研修

基本研修（講義）

科 目	時間数
人間と社会	1.5
保健医療制度とチーム医療	2
安全な療養生活	4
清潔保持と感染予防	2.5
健康状態の把握	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8
合 計	50

基本研修（演習）

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上

2 第三号研修

基本研修（講義・演習）

科 目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	6
喀痰吸引等に関する演習	2
合 計	10

実地研修（実地研修の前に現場演習を実施）

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

5 実施場所

第二号研修

(1) 筆記試験及び演習

研修場所	所在地
OSJ 研修・研究センター	箕面市白島 3-5-50

(2) 実地研修

原則、受講生の所属する指導講師のいる施設での実施とします。

第三号研修

(1) 基本研修（筆記試験・演習）

研修場所	所在地
OSJ 研修・研究センター	箕面市白島 3-5-50

(2) 現場演習・実地研修

対象者の居宅等

6 受付方法

受講申込書および身分証の写し等を受付期日までに当研修事務局に提出してください。研修の一部免除の場合は、それを証するものの写しも併せて提出してください。

7 受講料（補講料）及び支払い方法

（1）受講料及び補講料

第二号研修

受講料及び補講料は講義・演習共に免除要件に関わらず下記の通りとします。実地研修についても行為数に限らず下記の通り一律とします。

受講科目	受講料（税込）
基本研修及び実地研修（全科目）	90,000円
実地研修のみ （※自施設にて実地研修を実施する場合）	10,000円
補講料（基本研修）	9,000円／日

※事務手数料は受講料に込み

※再発行に係る費用については、郵送費のみ

第三号研修

受講料及び補講料は講義・演習共に免除要件に関わらず下記の通りとします。実地研修については、1人の対象者に対して下記の通り一律とします。

受講科目	受講料（税込）
基本研修及び実地研修（全科目）	25,000円
実地研修のみ	10,000円
補講料（基本研修）	9,000円／日

※事務手数料は受講料に込み

※再発行に係る費用については、郵送費のみ

（2）支払方法

期日までに指定口座への振り込み（振込手数料は受講生負担）とします。一度納入された受講料は一切返金しません。ただし、受講初日7日前までに所定の手続きをとった者はその限りではありません。

※期日までに受講料の納付が確認できない場合、受講を取り消すことがあります。

8 研修の一部履修免除

第二号研修

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

⇒（履修の範囲）基本研修

イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修

ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

オ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

第三号研修

ア 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者

⇒（履修の範囲）基本研修

イ 「平成 23 年度介護職等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

⇒（履修の範囲）基本研修

ウ 「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」（平成 15 年 7 月 17 日医政発第 0717001 号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうち喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に

基づき実施している行為に関する部分

エ 「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324006 号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうち喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

オ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

⇒（履修の範囲）基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く）

カ 第 3 号研修修了者が新たに特定の者を対象とする場合

⇒（履修の範囲）基本研修

※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実施研修を受講すればよい。

キ 「大阪府重度訪問介護従事者養成研修事業者指定要綱の一部改正について」（平成 26 年 3 月 31 日地福第 2343 号）に基づく統合研修課程修了の場合

⇒（履修の範囲）基本研修

※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい。

※免除科目の確認方法

受講申込書とともに、規定する研修等を修了（履修）した証明書の写し等の提出を以て確認を行います。

9 補講の取り扱いについて

遅刻・早退：15 分以上の遅刻及び早退は欠席扱いとします。

病気やけが、入院等受講生がやむを得ない理由により、遅刻・早退・欠席した場合は、補講を受講することにより認めます。ただし、補講日は当研修事務局の指定日とします。

10 研修の認定方法

第二号研修

（1）基本研修（講義）

実施した筆記試験により、総正解率が 9 割以上のものを合格とし、9 割未満の者は、再度筆記試験を実施します。

（2）基本研修（演習）

演習指導講師の指導の下、すべての行為ごとに定められた実施回数以上の演習を実施した上で、評価票のすべての項目について、「評価項目について手順通りに実施

できている」となった場合に、演習の修了を認めます。

(3) 基本研修（実地研修）

「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定し、研修修了証明書の交付を行います。

第三号研修

(1) 基本研修（講義・演習）

実施した筆記試験により、総正解率が9割以上のものを合格とし、9割未満の者は、再度筆記試験を実施します。

(2) 現場演習

演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順通りに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めます。

(3) 実地研修

実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定し、研修修了証明書の交付を行います。

1 1 修了者の管理及び都道府県への報告

(1) 修了証明書紛失時等の取り扱い

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により修了証書交付証明書を発行します。

(2) 都道府県への報告

研修実施後は「喀痰吸引等研修 実施結果報告書」により大阪府へ報告します。

1 2 秘密の保持に関する事項

(1) 基本的事項

「大阪府社会福祉事業団個人情報保護規定」に則り、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行います。

(2) 目的外利用・提供の禁止

大阪府に研修実施状況を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を研修目的以外のために利用、又は第三者に提供しません。

(3) 複写、複製の禁止

受講生の承諾がある場合を除き、本受講生から研修のために渡された個人情報が

記録された資料等を複写し、又は複製しません。

(4) 秘密の保持

研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせません。業務を廃止した後においても、同様とします。